

滋賀県立総合保健専門学校および滋賀県立看護専門学校看護学生実習交通費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、滋賀県内の看護師等学校養成所の入学定員の充足および将来の県内看護職員の確保を図るため、滋賀県立総合保健専門学校および滋賀県立看護専門学校に通う学生の実習にかかる交通費に対し、予算の範囲内で、滋賀県立総合保健専門学校および滋賀県立看護専門学校看護学生実習交通費支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業者）

第2条 この補助金の交付の対象は、滋賀県立総合保健専門学校または滋賀県立看護専門学校の看護学科に在籍する学生とする。

（補助金の交付額）

第3条 この補助金の算定に当たっては、補助事業者が自宅または学校養成所から実習施設（ただし、県内に存する施設に限る。）までにかかる交通費（原則、公共交通機関に限る。ただし、通学定期圏内を除く。）について、当該年度の累計額が2万円を上回った学生に対して、1人あたり5千円を交付するものとする。

（交付条件）

第4条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1）補助事業者は、補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳票を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳票および証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- （2）補助事業者が、上記（1）により条件に違反した場合は、この補助金の全部または一部を県に納付させることがある。

（交付申請および実績報告）

第5条 補助事業者は補助対象事業の完了後、規則第3条に規定する交付申請および規則第12条に規定する実績報告を同時に行うものとし、補助金の交付を申請しようとするときは、知事が別に定める日までに交付申請兼実績報告書（別紙様式第1号）を提出しなければならない。

（交付決定および額の確定）

第6条 知事は、前条の規定による交付申請兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるものについて、提出があった日から起算して30日以内を目途に交付決定および額の確定を行い、補助事業者に通知するものとする。

(指示または検査)

第7条 知事は、この補助金に関し、補助金の交付を受けた者に対して、必要な指示をし、または書類、帳簿等の検査を行うことがある。

(交付決定の取消し等)

第8条 知事は、補助事業者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けようとしたとき、または交付を受けたときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、交付決定を受けた者に通知するものとし、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(加算額および延滞金)

第9条 規則第18条に基づき、補助金の返還を命ぜられたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、補助金の額につき年10.75パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 規則第18条に基づき、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.75パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

3 知事は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金または延滞金の全部または一部を免除することができる。

(電子情報処理組織による申請等)

第10条 補助事業者は、第3条の規定に基づく交付申請、第12条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。